

市町村合併による被集約都市の中心市街地の実態と課題に関する研究

都市計画研究室 幸田 和也
指導教員 中出 文平
樋口 秀
松川 寿也

1. 研究の背景と目的

地方都市では、中心市街地の都市機能が衰退し、都市全体の魅力を低下させている。その対策として、平成10年には略称中心市街地活性化法（以下、旧中活法）が施行され、平成18年8月までに、全国の671自治体、690地区に基本計画（以下、旧基本計画）が策定された。しかし、策定された旧基本計画は事後報告の制度がないなど問題点が多く、うまく機能していない状態であった。そのため、旧法の問題点を改善することによって中心市街地活性化を実現することを目的とし、平成18年に中活法の改正（以下、新中活法）が行われた。

一方、平成の大合併により旧基本計画を策定していた都市同士が合併し、複数の旧基本計画地区を持つ自治体が全国で存在することになった。そして法改正に伴い、旧基本計画は失効した。また法律では、原則として中心市街地は1市区町村に1区域に限定している。そのため、合併後の核となる中心都市の中心市街地は新法を適用しての活性化事業を行うことができるが、新自治体の中心的な都市機能を持たず、中心都市に集約された旧自治体であるが、合併前から各地域にとって重要な役割を持っている活性化が必要な被集約都市の中心市街地では新法を適用することが困難であると考えられる。

このような中、商業面からは平成21年に中心市街地内外を問わず地域コミュニティの担い手である商店街を直接支援する略称地域商店街活性化法が施行された。しかし、法では商店街振興組合や事業協同組合などの法人化された商店街を対象としており、全国の75.6%を占める任意団体の商店街¹⁾では適用できない。また、中心市街地は商店街のみを指すものではないため、本法律のみで多種多様な中心市街地活性化事業を実施することは不可能である。

既往研究を見ると、旧基本計画及び事業に関しては人口20万人以上都市を対象に旧中活区域の設定条件の分類・分析している糸井らの研究¹⁾、旧基本計画事業・計画情報を因子分析している宮本らの研究²⁾、人口20万人以上都市のうち24都市を選定し、旧基本計画事業の進捗状況を明らかにした河津らの研究³⁾、旧基本計画事業の未着手理由、具体的な効果・評価、事業推進上の問題点を明らかにした吉田らの研究⁴⁾がある。新基本計画及び事業に関する研究には、全国67地区の新基本計画の内容を類型化し、中心市街地活性化に向けた計画のあり方について考察している鈴木らの研究⁵⁾、新基本計画策定済の全国51市を対象に中心市街地の範囲設定、中心市街地の課題、駐車場問題等の現状の問題点を整理し、鳥取市を取り上げて中心市街地の状況を論述している樋口の研究⁶⁾がある。また、中活法に基づく基本計画及び事業に関する研究以外にも、豊後高田市「昭和の町」を対象に、財政面に着目した中心市街地活性化に向けたまちづくり交付金の有用性、自治体の管理運用上の課題を論述している松見らの研究⁷⁾がある。しかし、多くが新基本計画策定都市等の、地方の中核となる都市、市町村合併の中心都市であり、市町村合併により新自治体の中心市街地でなくなった被集約都市中心市街地に着目している研究は見られない。

そこで本研究では、被集約都市の中心市街地を対象として、旧基本計画に位置付けられた中心市街地活性化事業（以下、旧基本計画事業）の現在までの実施状況を把握することにより、事業実施の現状、実施にあたる問題点を明らかにする。また、被集約都市の中心市街地の必要性及び行政、商工会議所・商工会等関係組織の連携を明らかにすることから、被集約都市の中心市街地の実態と課題を考察することを目的とする。

2. 全国の被集約都市中心市街地の実態

2.1 複数の旧基本計画策定地区を有する自治体

旧中活法施行以後、平成10年8月提出の福島県郡山市を始まりとして、新法施行間際である平成18年7月提出の宮城県岩沼市まで、全国で690地区、671の自治体で旧基本計画が策定された。平成21年3月末時点で旧基本計画策定地区を複数有している自治体は、全国に64自治体存在する。そのうち選定条件⁽²⁾に該当する自治体は39存在し、研究対象は37自治体(45地区)とした⁽³⁾(表1)。

2.2 被集約都市中心市街地の現状

被集約都市の中心市街地の現状、活性化していない原因、今後の方針、活性化を図るために必要な事業、活性化を図るための計画の状況を把握することを目的とし、研究対象都市(45地区)に対してアンケート調査⁽⁴⁾を実施した。

まず、被集約都市中心市街地の現状を見ると、全体の約85%と非常に多くの中心市街地が以前よりも衰退している状態である。そのなかでも活性化を図るべきと考えている自治体が約80%であり、衰退問題に直面していることがわかる(図1)。しかし、依然として失効した旧基本計画を継続している市町村が約40%となっている(図2)。加えて、計画を立てるつもりがない自治体が約20%であることから、現状に合わせた活性化を図るための計画を新規に策定するまでに至っていない自治体がほとんどであり、活性化を図るには厳しい現状といえる。

表1 研究対象都市概要

市町村名	合併市町村	中活区域面積(ha)	H12年国勢調査人口	人口割合(%)	市町村名	合併市町村	中活区域面積(ha)	H12年国勢調査人口	人口割合(%)
名寄市(北海道)	名寄市	80	27,760	83.3	十日町市(新潟県)	十日町市	76	43,002	66.1
	風連町	72	5,568	16.7		川西町	45	8,185	12.6
北見市(北海道)	北見市	117	112,040	84.8	富山市(富山県)	富山市	243	325,700	77.4
	留辺蘆町	38	9,356	7.1		八尾町	280	22,322	5.3
	常呂町	59	5,193	3.9	高岡市(富山県)	高岡市	150	172,184	92.7
八幡平市(岩手県)	西根町	42	19,031	58.6		福岡町	29	13,498	7.3
	安代町	53	6,390	19.7	白山市(石川県)	松任市	90	65,370	61.1
一関市(岩手県)	一関市	165	63,510	48.7		美川町	138	12,454	11.6
	千厩町	196	13,504	10.4	静岡市(静岡県)	静岡市	250	469,695	64.3
	川崎村	50	4,634	3.6		清水市	130	236,818	32.4
花巻市(岩手県)	花巻市	170	72,995	68.1	浜松市(静岡県)	浜松市	310	582,095	74.0
	大迫町	151	6,949	6.5		浜北市	149	84,905	10.8
	東和町	110	10,710	10.0	津市(三重県)	津市	160	163,246	57.0
奥州市(岩手県)	水沢市	114	60,990	45.8		久居市	138	41,063	14.3
	江刺市	38	33,687	25.3	豊岡市(兵庫県)	豊岡市	155	47,308	51.0
大館市(秋田県)	大館市	115	66,293	76.8		日高町	90	18,410	19.8
	比内町	89	12,095	14.0		出石町	66	11,207	12.1
鶴岡市(山形県)	鶴岡市	180	100,628	68.2		城崎町	58	4,345	4.7
	温海町	90	10,608	7.2	海南省(和歌山県)	海南市	214	45,507	75.4
会津美里町(福島県)	会津高田町	126	15,564	59.5		下津町	90	14,866	24.6
	会津本郷町	111	6,506	24.9	橋本市(和歌山県)	橋本市	20	55,071	78.1
田村市(福島県)	船引町	272	23,920	53.1		高野口町	80	15,398	21.9
	滝根町	100	5,457	12.1	出雲市(島根県)	出雲市	150	87,330	59.4
水戸市(茨城県)	水戸市	330	246,739	94.3		平田市	133	29,006	19.7
	内原町	88	14,823	5.7	尾道市(広島県)	尾道市	200	92,586	59.7
佐野市(栃木県)	佐野市	165	83,414	66.4		因島市	34	28,187	18.2
	田沼町	-	29,582	23.5	瀬戸田町(広島県)	瀬戸田町	96	9,606	6.2
	葛生町	66	12,675	10.1	庄原市(広島県)	庄原市	87	21,370	46.8
さくら市(栃木県)	氏家町	80	28,720	71.7		東城町	170	10,330	22.6
	喜連川町	138	11,310	28.3	岩国市(山口県)	岩国市	119	105,762	68.7
鹿沼市(栃木県)	鹿沼市	75	94,128	89.8		周東町	33	14,616	9.5
	栗野町	33	10,636	10.2	松山市(愛媛県)	松山市	235	473,379	93.1
日光市(栃木県)	今市市	60	62,476	63.7		北条市	107	28,547	5.6
	日光市	117	17,428	17.8	八代市(熊本県)	八代市	167	106,141	75.5
伊勢崎市(群馬県)	伊勢崎市	137	125,751	64.7		鏡町	163	16,174	11.5
	境町	114	31,025	16.0	山鹿市(熊本県)	山鹿市	146	32,944	55.4
熊谷市(埼玉県)	熊谷市	123	156,216	75.7		鹿本町	100	8,522	14.3
	妻沼町	75	28,182	13.7	天草市(熊本県)	天草市	185	41,090	39.9
新潟市(新潟県)	新潟市	510	501,431	62.0		五和町	21	10,717	10.4
	豊栄市	132	48,997	6.1	宮崎市(宮崎県)	宮崎市	217	305,755	84.1
	亀田町	100	32,061	4.0		佐土原町	71	32,499	8.9
	巻町	167	29,486	3.6	都城市(宮崎県)	都城市	160	131,922	76.8
長岡市(新潟県)	長岡市	104	193,414	67.4		高崎町	63	11,383	6.6
	栃尾市	112	24,704	8.6					

※黒塗りが被集約都市

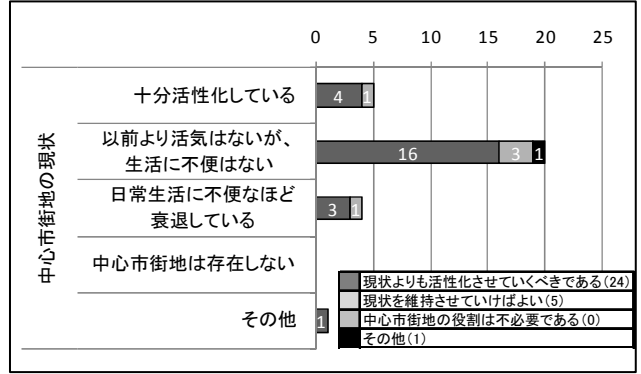


図1 中心市街地の現状及び今後の方針

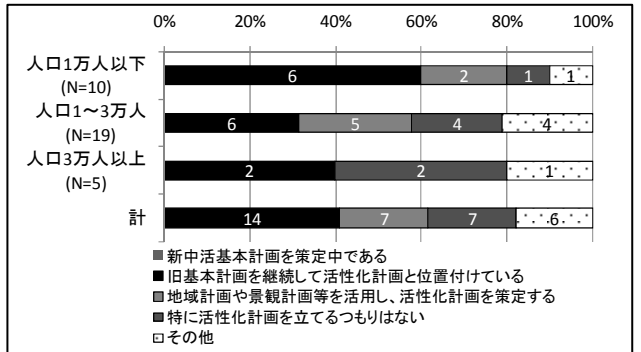


図2 中心市街地活性化に関する計画の状況

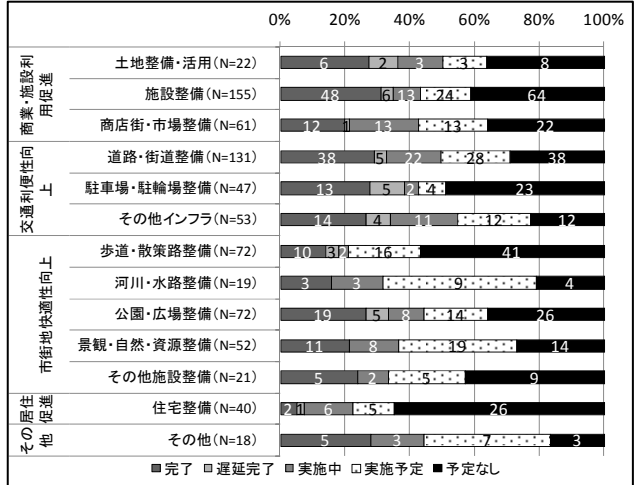


図3 旧基本計画事業の実施状況(ハード事業)

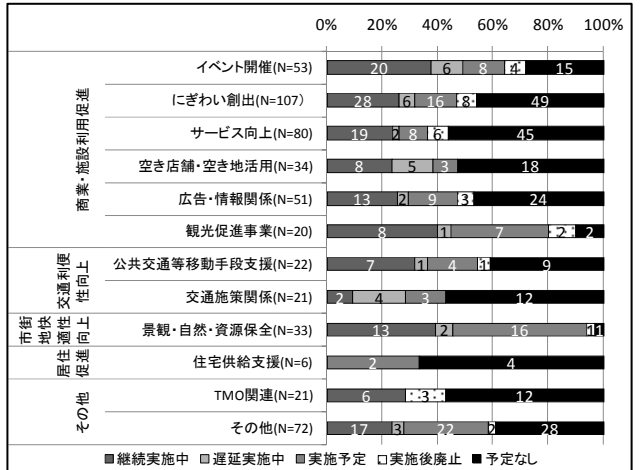


図4 旧基本計画事業の実施状況(ソフト事業)

2.3 被集約都市の旧基本計画事業の実施状況

被集約都市の旧基本計画事業の実施状況を見ると、ハード事業では全体の事業実施率はあまり高くないものの、道路整備、施設整備事業は計画数も多いが比較的实施できており、交通環境整備と箱物整備を中心として実施されてきたことが明らかとなった(図3)。また、ソフト事業としては、TMOが立ち上がり、住民と共同して実施することが出来た都市も存在した(図4)。しかし、全体的に計画を進めることが出来た都市は少なく、事業実施率は全体的に低い状況である。

3. 詳細研究対象都市中心市街地の実態

被集約都市中心市街地を把握するために、詳細研究対象都市を選定した。条件⁽⁵⁾は、①人口が1万人以上、②DIDを有している、③用途地域が指定されている、④被集約都市の中心市街地と中心都市の中心市街地との間の道路距離が10km以上、⑤中心市街地間が無料道路で移動できる、⑥アンケート回答都市であり、該当する旧浜北市、旧豊栄市、旧巻町、旧平田市、旧栃尾市を全て対象とした(表2)。

3.1 旧平田市の中心市街地の状況

5都市の中から、ここでは用途地域面積に占めるDID面積の割合及びDID面積に占める旧中活区域面積、用途地域面積に占める旧中活区域面積が大きく、比較的コンパクトな都市を形成している旧平田市の中心市街地の状況を見る。

旧平田市内でDIDを有する地域及び用途地域が指定されている地域は旧平田市中心市街地周辺⁽⁶⁾のみである。旧中活区域(133ha)は昭和45年DID及び用途地域の商業地域、近隣商業地域を主として包括して設定されている(図5)。

公共施設の立地状況は、中心市街地内に行政の支所、図書館、小学校、警察署、郵便局、体育館が存在し、また旧中活区域外ではあるが近隣地域に病院、中学校、文化施設、福祉施設等、多種多様な施設が集積している地域である。

現地調査結果及び住宅地図より把握した中心商店街である本町商店街、南本町商店会の道路沿いの建物用途の現況を見ると、通りに面している建物は73戸、うち商業・業務用途が29戸、住宅兼商業・業務用途が4戸、住宅用途が31戸、工業用途が1戸、空き店舗⁽⁷⁾が7戸、空き家が1戸である(図6)。本地域は全域が商業地域(建ぺい率:80%、容積率:400%)に指定されているが、商業・業務用途と住宅用途がほぼ同数である。また、住宅用途31戸のうち7戸が元々は商業店舗であり、現在は住宅としてのみ利用している状態である。

周辺の商業状況を、商業統計メッシュ(3次メッシュ)により把握する。旧平田市の平成22年の最高地価公示価格点を含むメッシュを中心とし、21km×21kmの範囲の商業状況について、昭和54年から平成19年の約30年間の変化を見ると、旧平田市中心部では商店街の衰退により店舗数は減少しているが、大型小売店舗が進出していることから、売り場面積自体は増加している(図7、8)。

表2 詳細研究対象5都市概要

都市名	旧浜北市 (浜松市)	旧豊栄市 (新潟市)	旧巻町 (新潟市)	旧平田市 (出雲市)	旧栃尾市 (長岡市)	
被集約都市	①	86,838	49,308	28,713	28,071	23,168
	②	26,299	26,723	12,363	5,160	7,674
	③	30.3	54.2	43.1	18.4	33.1
	④	499	420	254	159	218
	⑤	809	628	407	308	473
	⑥	149	132	167	133	112
	⑦	61.7	66.9	62.4	51.6	46.1
	⑧	29.9	31.4	65.7	83.6	51.4
	⑨	18.4	21.0	41.0	43.2	23.7
	⑩	H11.3.12 (39)	H14.6.25 (526)	H13.9.28 (456)	H16.4.1 (613)	H17.12.9 (683)
⑪	線引き	線引き	非線引き (用途地域有)	非線引き (用途地域有)	非線引き (用途地域有)	
⑫	×	榊まちづくり豊栄	×	平田商工会議所	栃尾商工会	
⑬	H17.7.1	H17.3.21	H17.10.10 (4市5町5村)	H17.3.22	H18.1.1	
⑭	3市8町1村	4市4町5村	1市1町 (4市5町5村)	2市4町	2市2町1村 (2市8町1村)	
⑮	浜松市	新潟市		出雲市	長岡市	
⑯	601,571		504,741	88,805	195,681	
⑰	線引き	線引き		非線引き (用途地域有)	線引き	
⑱	○	○		×	○	
⑲	政令指定都市	政令指定都市			特例市	
①	H17人口(人)	H17DID人口(人)	DID人口率(%)	H17DID面積(ha)		
⑤	用途地域面積(ha)	旧中活区域面積(ha)	DID面積 /用途地域面積(%)	旧中活区域面積 /DID面積(%)		
⑨	旧中活区域面積 /用途地域面積(%)	旧基本計画提出年月日 (提出順位)		都市計画区域		
⑫	旧法TMO認定	合併年月日	合併都市 (1次合併含む)	中心都市名(旧市)		
⑯	H17人口(人)	都市計画区域	新中活認定	都市制度		

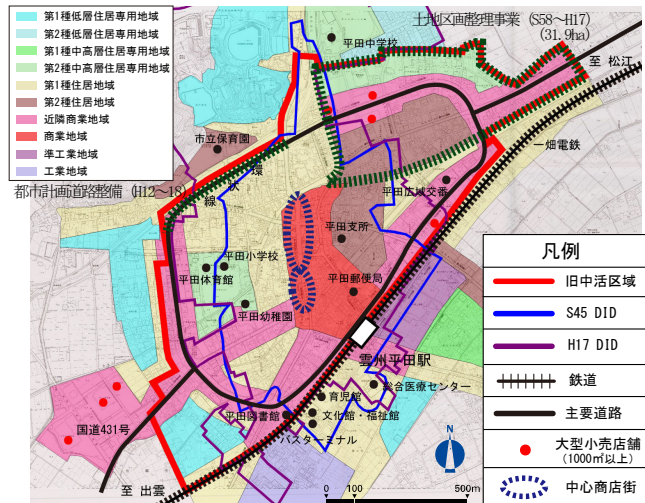


図5 旧平田市中心市街地集積状況図

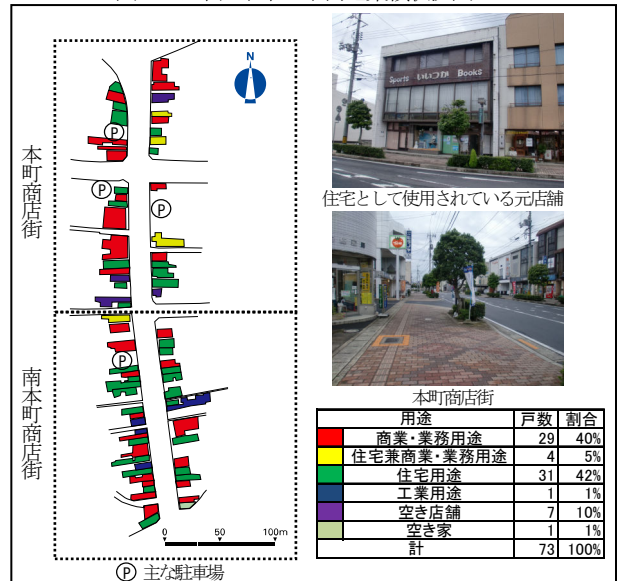


図6 旧平田市中心商店街建物現況図

4.2 中心市街地活性化に関する計画の考察

5都市について現在の中心市街地活性化に関する計画の策定状況と活用状況を考察する。被集約都市中心市街地の新基本計画認定は、原則外ではあるが可能である。旧平田市では新基本計画の策定を目指して法定協議会が開かれていた。しかし、被集約都市中心市街地では中心都市のような市街地再開発事業、箱物整備等の実施は難しい。また、内閣府との協議で、民間主体による事業計画が乏しく具体性に欠けること、2つの基本計画を同時に策定する必要があること、当時は1つの市で複数の認定を受けているのは政令指定都市の北九州市と静岡市しか例がなく実現可能性が低いことが指摘され、旧平田市では策定を断念していた。

旧基本計画事業を継続する旧平田市、旧栃尾市では都市再生整備計画を策定し、まちづくり交付金を担保として事業を実施している。しかし、都市再生整備計画は中心市街地の活性化のための制度ではなく、国土交通省の制度であり中活法のように経済産業省等、他の省庁との連携はないため、中心市街地活性化に必要な全ての事業を実施することはできない。

また、法や制度の適用によらない、独自の中心市街地活性化に関する計画を策定している自治体も存在している。新潟市では、各区で「地域拠点商業活性化推進計画」の策定を平成20年より目指しており、計画策定地域に対しては市独自の商業支援制度の補助率の向上を図っている。また、本計画は商業の活性化計画でありながら、他部署との連携を図っている点、計画策定により商業支援制度のインセンティブを設けている点は評価できるが、平成22年12月現在で策定している区が1区しかないことから活力の低下した中心市街地での活性化計画の策定が困難な状況であることがわかる。

4.3 中心市街地関係主体の連携の考察

5都市の中心市街地に関する組織の連携状況は、関係者に対するヒアリング調査から以下に示す2つのタイプに分かれた。

1) 「行政・民間連携強化型」

行政の支所（区役所）—商工会—商店街組織間を中心市街地活性化委員会で連携を図っている都市である（図10）。該当する旧巻町、旧栃尾市では、行政の支所（区役所）担当者が中心市街地活性化委員会に参加し、商工会、商店街組織代表者と連携を図っている。被集約都市に位置する行政担当者が中心市街地の状況を掴み、活性化の方向性を民間組織とともに考え、実践している点は評価できる。しかし、行政の支所（区役所）には事業の決定権はなく、本庁にて予算等の調整を行い、事業の実施が決定する。よって、支所（区役所）のみでは、活性化事業の決定等が難しい状況である。また、同じく行政と民間組織間を委員会・協議会で連携を図っている都市には旧平田市がある。旧平田市は、行政の本庁—行政の支所—商工会議所—商店街組織間を中心市街地活性化協議会で連携を図っており、行政は支所のみならず、決定権を有する本庁も協議会メンバーに入

っている。そのため、行政間の調整も図りやすく、自治体として一体となった活性化への取り組みが可能である点が評価できる。

2) 「行政・民間連携疎遠型」

商工会—商店街組織間の連携のみであり、行政と民間組織との連携が全く図れていない都市である（図11）。該当する旧浜北市、旧豊栄市では、被集約都市の中心市街地活性化のための協議会等は全く実施されておらず、事業の実

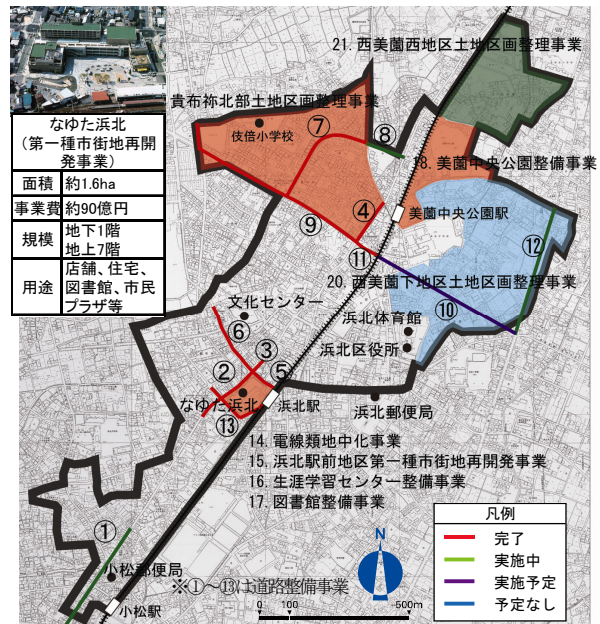


図9 旧基本計画事業実施状況図（旧浜北市）

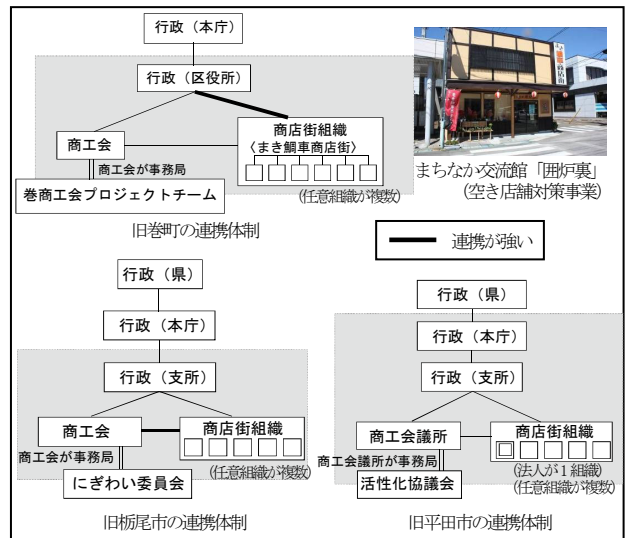


図10 行政・民間連携強化型

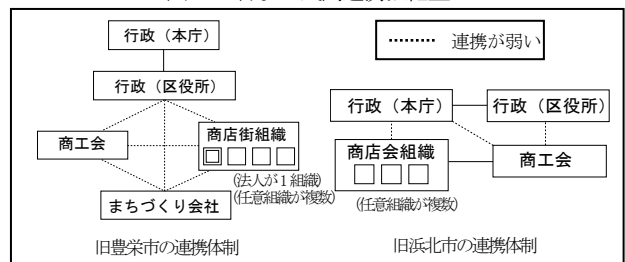


図11 行政・民間連携疎遠型

施も困難な状況である。また、民間の要望、実態を行政が知る場がないため、他都市と比べると行政が被集約都市の実情を捉えられていない状況である。これら都市についても、合併前は市役所—商工会—商店街組織間は連携関係があり、協議会等を開かなくても問題意識の共有が図れていた。しかし、合併により行政と民間の関係性が非常に希薄なものとなっている。

5. まとめ

5.1 被集約都市中心市街地の課題

旧基本計画事業では中心市街地外縁部の整備が進んだが、活性化への効果は見られていない。そのため住民の需要、要望を考慮し、民間と連携を図りながら必要性の高い中心市街地活性化のための事業を実施することが課題である。

被集約都市で新基本計画の策定を目指す場合は、行政が実施する事業のみならず、民間活力を活かした事業が実施出来るかどうか課題である。また、都市再生整備計画は旧基本計画の代替としての利用は可能であるが、適用できない事業は他の制度を併用しなくてはならない。特に、本制度では民間が実施するソフト事業には十分な適応ができないため、行政主導の整備以外の事業の実施策が課題となる。略称地域商店街活性化法に基づく商店街支援策も存在するが、法人組織のみが適用できること、商店街組織が計画を策定する専門知識及び体力がないことが問題である。法的支援のない自治体独自の活性化計画を策定する場合、中心市街地衰退により低下している民間活力を向上させるインセンティブを自治体独自で設けられるかどうか、また地域と行政及び行政内の複数部署が連携して中心市街地活性化に取り組む仕組みを作れるかが課題である。

行政と民間の連携関係なくしては効果的な事業計画の策定、事業の実施は難しく、中心市街地活性化に取り組むことは不可能である。そのため、今後は行政と民間組織間の更なる連携の強化、支所のみならず決定権の持つ本庁との連携の強化が課題である。また、旧巻町では中心市街地活性化策の実施組織とも言える中心市街地商店街組織同士が、平成22年5月より1つの冠名「まき鯛車商店街」として活動している。本商店街では活性化事業の一つとして、市の補助金を用いた空き店舗活用事業も実施しており、活性化に取り組んでいる。行政と民間組織間のみならず、バラバラである個別の商店街組織間の連携強化も、活性化事業に取り組む体制として必要であると考えられる。

5.2 まとめ・提言

現制度、各自治体の取り組み状況では、被集約都市中心市街地の抱える課題の解決は難しい。また、中心都市の中心市街地のみの一極集中型の構造では、合併により広域化した自治体全てをまかなうことは不可能である。そのため、被集約都市中心市街地を活かしていくことにより、これからの高齢化・人口減少社会に対応するまちづくりが可能となると考えられる。そこで、新中活法による中心都市に対するのみの中心市街地活性化施策だけでなく、被集約都市

中心市街地に対しても有効な制度づくり及び取り組み体制が求められることから、以下の提言を行う。

(1) 被集約都市中心市街地の扱いに関する提言

被集約都市を扱う行政の支所は決定権を持たず、本庁が調整を図り、決定権者となっている自治体がほとんどである。そのため、事業に関しても地元の意見がすぐに反映されない状況が発生している。そのため、本庁が調整する部分は必要であると感じるが、支所にもある程度の決定権を譲渡し、地域内で必要な部分は支所のみで決定できるよう仕組みが必要であると考えられる。

(2) 関係組織間の連携体制に関する提言

被集約都市中心市街地に関係する組織は様々な組織、部署が絡んでいる。そして、どの方面も中心市街地の活性化には必要不可欠な分野である。しかし、被集約都市では現制度ではそれぞれがバラバラな状況であり、一体となった中心市街地活性化の取り組み体制が整いにくい状況である。そこで、行政、民間組織がメンバーとなる委員会・協議会等を設立し、定期的に中心市街地に関する意見交換を図る仕組みを作り、コンセンサス形成を行ったうえで一体となった活性化実施体制を整える必要があると考えられる。

【補注】

- (1) 平成21年度商店街実態調査（中小企業庁）より算出。
- (2) 選定条件は、①地方都市、②平成の大合併により複数の旧基本計画地区を有することとなった自治体、③旧自治体の平成12年国勢調査人口が20%以上離れている自治体である。
- (3) 静岡市の旧清水市は人口規模が突出し、新基本計画策定都市であるため除外。佐野市は旧基本計画が入手できなかったため除外。
- (4) アンケートは平成21年12月15日郵便送付（37自治体、45地区）。回収率は29自治体（78.4%）37地区（82.2%）。
- (5) 条件設定理由は以下の通りである。条件①は少なくとも中心市街地整備の必要性があるため。それ以外では過疎等の中心市街地以外の問題が重要となっていると考えるため。条件②は3DIDが従来から中心市街地としての役割を果たしている地区であり、歴史的背景からも中心市街地の必要性が高い都市であるため。条件③は都市計画の規制があることから無秩序な開発が発生しにくく、中心市街地の都市集積が高く、必要性も高い都市であるため。条件④は中心市街地間距離が近すぎるとは被集約都市の中心市街地の必要性が低い。自動車利用、鉄道利用により日常的に行動できる範囲を10kmまでと定めた。条件⑤は海等を橋で陸地間を結んでいる場合でも無料ならば比較的移動が容易であるため。条件⑥は中心市街地の詳細な実態を掴む事は不可能であるため。
- (6) 旧中活区域を中心市街地として取り扱う。
- (7) 現在営業しておらず、店舗内を居間として使用していない、商業用途として使用可能である店舗。

【参考文献】

- 1) 糸井秀幸・坪井善道（2003）「中心市街地活性化の方法に関する調査・分析—中心市街地活性化法を適用した人口20万人以上の都市を対象として・その1—」、日本建築学会学術講演梗概集、pp529-530
- 2) 宮本圭一郎・坪井善道・糸井秀幸（2003）「中心市街地活性化の方法に関する調査・分析—中心市街地活性化法を適用した人口20万人以上の都市を対象として・その2—」、日本建築学会学術講演梗概集、pp531-532
- 3) 河津正哉・坪井善道・糸井秀幸・吉田このみ（2004）「中心市街地活性化の方策に関する研究—中心市街地活性化事業内容に関する現状の調査・分析（その1）—」、日本建築学会学術講演梗概集、pp255-256
- 4) 吉田このみ・坪井善道・糸井秀幸・河津正哉（2004）「中心市街地活性化の方策に関する研究—中心市街地活性化事業内容に関する現状の調査・分析（その2）—」、日本建築学会学術講演梗概集、pp257-258
- 5) 鈴木正輝・土久菜穂・山本明（2009）「中心市街地活性化基本計画に関する研究」、日本建築学会学術講演梗概集、pp1105-1106
- 6) 樋口秀（2009）「全国の中心市街地の現状分析」、土地総合研究第17巻第2号、pp15-pp20
- 7) 松見達也・柴田久・石橋知也（2009）「中心市街地活性化にむけたまちづくり交付金の有効性と管理運用上の課題に関する研究—大分県豊後高田市「昭和の町」の財政的実態に着目して—」、日本都市計画学会論文集No. 44-3、pp679-684